山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画（Ｒ７～１１）の概要

■策定の趣旨

・世界全体で年間800万トンのプラスチックごみが海に流出していると言われており、海洋汚染や景観の悪化、生態系への影響が懸念

・プラスチックごみは国際的な問題であり、海に面する都道府県の全てが海岸漂着物処理推進法に定める計画を策定し、海岸に漂着したプラスチックごみ等の発生抑制対策を推進

・一方、本県においても、河川でマイクロプラスチックが確認されているなど、プラスチックごみ等の自然環境への流出が続いている状況

・このため、本県においても、当事者意識を持って、令和2年3月に、海に面していない県として初めて海岸漂着物処理推進法に定める計画を主体的に策定（R2～6の5カ年計画）

・これまで、計画に基づき取り組みを進めてきたが、県民一人ひとりの行動変容に繋がるプラスチックごみ等の発生抑制対策を更に推進するため、基本方針、数値目標の新設など、より具体的・実効的な計画として新たに策定（R7～11の5カ年計画）

■基本方針

本県の貴重な資源である自然環境を守り、海洋汚染を防止するため、県民及び事業者等が「プラスチックと賢く付き合っていく」ことの重要性を理解し、着実に実践している山梨の姿「やまなしプラスチックスマート」の実現を目指し、県全体が一丸となってプラスチックごみ等の発生抑制対策に取り組む

■発生抑制対策

（１）環境教育

県民一人ひとりの当事者意識の醸成を図るため、県内の有識者を活用した出張講座やワークショップの開催など、効果的、効率的な環境教育に取り組む。
- やまなしエコティーチャーの派遣
- 「漂着物のトランク・ミュージアム®山梨県版」の貸し出し
- 学校と連携した環境教育の推進

（２）普及啓発

県を含む普及啓発の実施主体は、県民一人ひとりが発生抑制対策等について正しく理解し、当事者意識を持つことができるよう、わかりやすい情報発信を行う。
- やまなし環境月間（5月30日～6月30日）
- プラスチックごみ対策普及啓発リーフレット
- 県公式SNSによる情報発信

（３）ワンウェイプラスチックの使用削減

県は、様々な機会において、ワンウェイプラスチックの使用削減に関する普及啓発を行う。
県民は、マイバッグやマイボトル等を積極的に利用するなど、日常生活におけるワンウェイプラスチックの使用削減に努める。
- プラスチックごみ問題普及啓発ポスター
- やまなし環境月間（5月30日～6月30日）〔再掲〕

（４）プラスチック等の３Rの推進

市町村は、プラスチック資源循環促進法に基づき、プラスチックごみの分別収集及び再商品化に必要な措置を講ずるよう努め、県は、市町村に対し必要な技術的援助を行う。
県民は日常生活におけるごみの発生抑制等に努める。
- 農業用廃プラスチックの再資源化等の推進
- 環境保全課題対策事業費補助金

（５）散乱ごみ対策の推進

県は、不法投棄の早期発見や未然防止を図る。
県民及び事業者は、地域の清掃活動等へ協力するよう努める。また、屋外で使用しているプラスチック製品等を適正に管理するよう努める。
- 不法投棄対策の推進
- 河川美化事業

（６）県民・事業者・行政の連携

「やまなしプラスチックスマート連絡協議会」において、民間団体等の情報共有、連携強化を図る。
県は、流域圏の発生抑制対策が推進されるよう、関係する各主体と連携・協力する。
- 環境パートナーシップやまなし
- 桂川・相模川流域協議会

やまなしプラスチックスマート

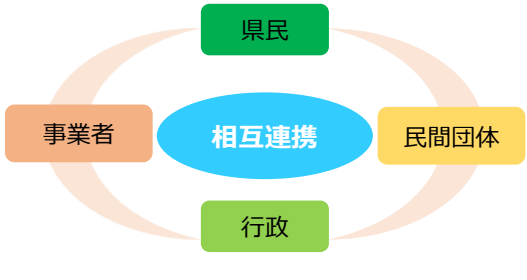

県民・事業者・民間団体・行政が
相互に連携した取り組みを推進

県民一人ひとりの行動変容につなげるため、
環境教育・普及啓発を推進

〈数値目標〉

番号	指標	現況値	目標値
1	「漂着物のトランク・ミュージアム®山梨県版」見学者数	(R3~6年度平均) 18,006人	(R7~11年度平均) 30,000人
2	一般廃棄物の総排出量	(R5年度) 274千トン	(R10年度) ＿＿＿千トン ※参考 (R7年度)266千トン
3	やまなしSDGs推進企業数	(R6年度) 666	(R12年度) 1,200
4	新たな不法投棄確認箇所数	(R2~6年度平均) 978箇所	(R7~11年度平均) 現況値に比べて減少
5	山梨県内の河川・湖沼におけるマイクロプラスチックの流入状況に対する認知度	(R6年度) 34.3%	(R11年度) 50%
6	屋外で使用しているプラスチック製品を飛散・流出させないよう適正に管理している人の割合	(R6年度) 33.8%	(R11年度) 50%

※下線を引いている空欄箇所は数値確定後に記載
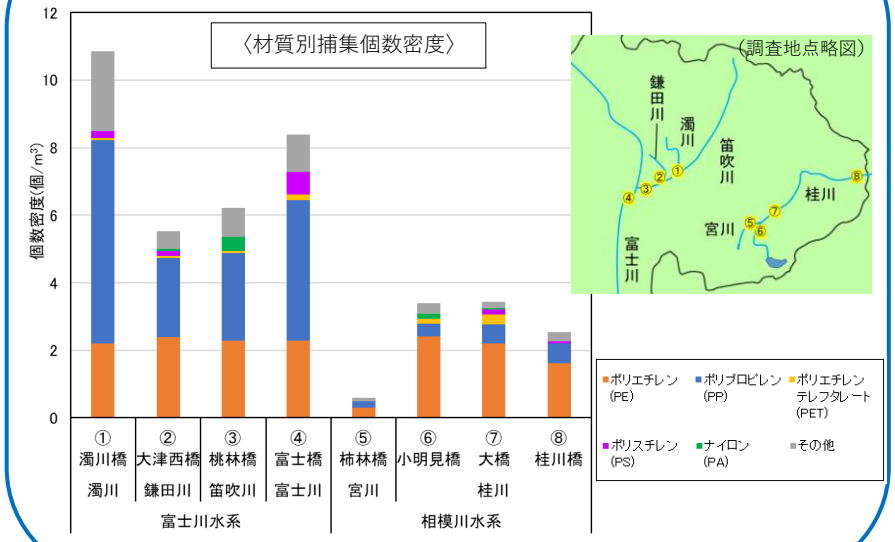
県内河川のマイクロプラスチック調査結果（R6）